

例規等の改正案について

1 4月に施行を予定している条例について（3月定例会議）

(1) 芽室町議会委員会条例の一部改正について（整理条例第12条）

(2) 芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（整理条例第17条）

<改正理由>

下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴い、下水道事業の管理者等文言を統一するため必要な字句の整理。

- ・「上水道事業」を「水道事業」に改める。（整理条例第12条）
- ・「町長」の定義に「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)」を加える等。（整理条例第17条）

<提案方法>

町長一括提案（実施機関一括）

<議件名>

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。